

J R 四国労組自動車支部ニュース

平成29年2月23日（No.8／1）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／嶋田 剛好

2017 春闘交渉開始！ 組合側より要求主旨説明

J R 四国労組は本日、申第18号、申第19号及び申第20号で申し入れた「平成29年4月1日以降の賃金引き上げ」「労働時間の短縮及び制度改善」「準組合員（定年退職再雇用契約社員）の賃金における特例措置」について団体交渉を開催し組合側の要求実現に向けて主旨説明を行った。

【 申第18号 「平成29年4月1日以降の賃金引き上げ」について 】

- 1 平成29年4月1日の定期昇給後の基本給を、組合員（社員）一人3,000円引き上げられたい。
- 2 新賃金の配分については、原資確定後、別途配分要求に基づいて解決を図られたい。
- 3 回答指定日については、別途申し入れる。

【 申第19号 「労働時間の短縮及び制度改善」について 】

- 1 今後の労働時間短縮についての実施計画を明らかにされたい。
- 2 当面、年間休日を107日とされたい。
- 3 36条協定における時間外労働時間を年間150時間以内とするとともに、月45時間を超えた場合の割増率を100分の200とされたい。
- 4 第111条（年令給）及び第112条（職能給）並びに第114条（55才到達後の基本給）を改善されたい。
- 5 三人目以降の子の家族手当支払額を改善されたい。
- 6 超過勤務手当、及び夜勤手当を増額されたい。
(1) B単価 100分の150 (2) C単価 100分の50 (3) D単価 100分の150
- 7 デスク手当（指導運転手）を増額されたい。
- 8 介護休暇及び看護休暇を有給とされたい。
- 9 育児・介護休職取得時における昇給の取扱いを改善されたい。
- 10 看護休暇及び育児短時間勤務制度の適用条件である子の年齢条件を引き上げるとともに、育児短時間勤務制度取得者に対する昇級欠格条項を削除されたい。
- 11 異動に伴う転居の際に必要な入居経費を負担されたい。
- 12 準組合員（契約社員及び定年退職再雇用契約社員）の賃金を改善されたい。
- 13 賃金控除に関する協定に定める準組合員（契約社員及び定年退職再雇用契約社員）の賃金控除項目は、組合員（社員）と同一とされたい。

J R 四国労組 自動車支部ニュース

平成29年2月23日（No.8/2）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／嶋田 剛好

- 14 準組合員（契約社員）に対する生理や忌引等における休暇の有給適用やその日数、また各種手当等の支払額において、組合員（社員）と差があるものについては同一とされたい。
- 15 改正労働契約法に基づく、無期労働契約への転換制度について考え方を明らかにされたい。
- 16 準組合員（定年退職再雇用契約社員）の自動車乗務員に対する勤務は、1日平均労働時間を短縮した専用行路の新設や他職種への展開など、選択肢の拡大を図られたい。
- 17 年金満額支給開始年齢まで、社員として継続勤務できる制度を併設されたい。

【 申第20号

「準組合員（定年退職再雇用契約社員）の賃金における特例措置について」

- 1 現在、準組合員（定年退職再雇用契約社員）について、老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始までの期間は、退職直前の基本給に0.80を乗じた額を基本賃金としているが、昭和32年4月2日以降に生まれた組合員への対応について、考え方を明らかにされたい。
- 2 準組合員（定年退職再雇用契約社員）の今後の働き方について、会社の考え方を明らかにされたい。

《申第18・19・20号に対する主な交渉内容》

【組合側】

- ☆ ジェイアール四国バスを取り巻く環境は他バス事業者との競争激化など、依然として予断を許さない状況が続いている。しかし組合員はこのような環境の中、日々「安全・安心輸送」を第一義に、効率化施策等に協力するとともに、事業計画の共有化に努め、収入の確保に取り組んできた。この組合員の努力に報いるべく、賃金引き上げは重要である。
- ☆ 諸制度の改善については未解決事項が多くあり、組合員の勤労意欲の高揚を図るためにも改善を図るべきである。
- ☆ 55歳到達以降の基本給の改善は、年令給と職能給全体的な改善が必要である。
- ☆ 育児や介護に対する支援も必要である。
- ☆ 準組合員（契約社員・定年退職再雇用契約社員）の労働力は大きいものがある。組合員同様に賃金改善を図るとともに、諸制度の改善も実施すべきである。

【会社側】

- ★ 会社の体力、世間の動向、貴側の要求主旨等を勘案し、鋭意検討したい。
- ★ 「36協定」については、昨年実績を基に検討した結果、現行の協定の範囲内での時間外労働は業務上必要と考えている。会社としても、引き続き時間外労働の削減に努めていきたい。

J R 四国労組 自動車支部 ニュース

平成 29 年 2 月 23 日 (No. 8 / 3 終)

発行責任者 / 中濱 斉

編集責任者 / 嶋田 剛好

【労働時間の見直しについて】

なお、春闘交渉終了後、昨年会社から提案のあった「労働時間の見直し」について会社と議論を行った。主な内容は以下のとおり。

【会社】昨年提案した「労働時間の見直しについて」は、貴側から具体要求の申し入れがあり、当該申し入れに対し『基本賃金及び年間休日に関しては春闘及び賃金改善要求時に議論するものと考えている』と回答した。今春闘時にこれらの議論をしたいと考えているが、当方から提案した「労働時間の見直し」についての議論も進めたい。

【組合】組合は会社の置かれている状況も理解するが、現時点了解することはできない。今後、業務委員会等を開催し、組合としての意見を集約すると共に、今春闘における賃金引き上げや諸制度改善要求と併せて議論したい。

交渉終了後、交渉委員会を開催し、賃金引き上げ、制度改善については引き続き粘り強く交渉を継続していくことを確認するとともに、「労働時間の見直しについて」は業務委員会等で意思統一し、引き続き交渉を強化・継続することとした。

なお、「36 協定」については、会社に対し引き続き時間外労働の削減に向け取り組むことを要請し、本日 17 時妥結とした。

以 上